

令和2年2月19日

令和元年度第10回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 粗大ごみ処理手数料の見直し等について（諮問）
- (2) 小金井市一般廃棄物処理基本計画について
- (3) 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について

3 報 告

小金井市食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度実施要綱の制定について

4 その他

次回日程について

(写)

小環ご発第206号

令和2年2月19日

小金井市廃棄物減量等推進審議会

会長 岡山 朋子 様

小金井市長 西岡 真一郎

粗大ごみ処理手数料の見直し等について（諮問）

このことについて、下記の事項を貴審議会へ諮問いたします。

記

1 諮問事項

粗大ごみ処理手数料の見直しについて

2 諮問理由

粗大ごみ処理手数料に関しては、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）により品目別に規定されており、表に定めのない品目は形状、重量等を考慮し、別途市長が定める額となっています。

今回条例に規定されている品目で新たな材質や重量のものが登場することにより現在の手数料と実態が合わなくなっていることから、条例で規定する手数料を品目の上限額として整理し、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則で細分化した品目の手数料を別途定めることを考えています。

以上の事項につきまして、貴審議会のご意見、ご見解を賜りたく、諮問いたします。

3 その他

諮問事項に合わせて、以下の項規則の改正を考えておりますので申し添えます。

(1) 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(案)

小廃審発第4211号

令和2年2月 日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市廃棄物減量等推進審議会

会長 岡山 朋子

粗大ごみ処理手数料の見直し等について（答申）

令和2年2月19日付小環ご発第206号により諮問を受けました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

本審議会は、別紙「粗大ごみ処理手数料の見直しについて」のとおり意見を求めたい旨の諮問を受けました。

2 審議経過

本審議会は、令和2年2月19日に慎重に審議を行い、次の審議結果を得ました。

3 審議結果

諮問のとおり改定すべきものと決定しました。